

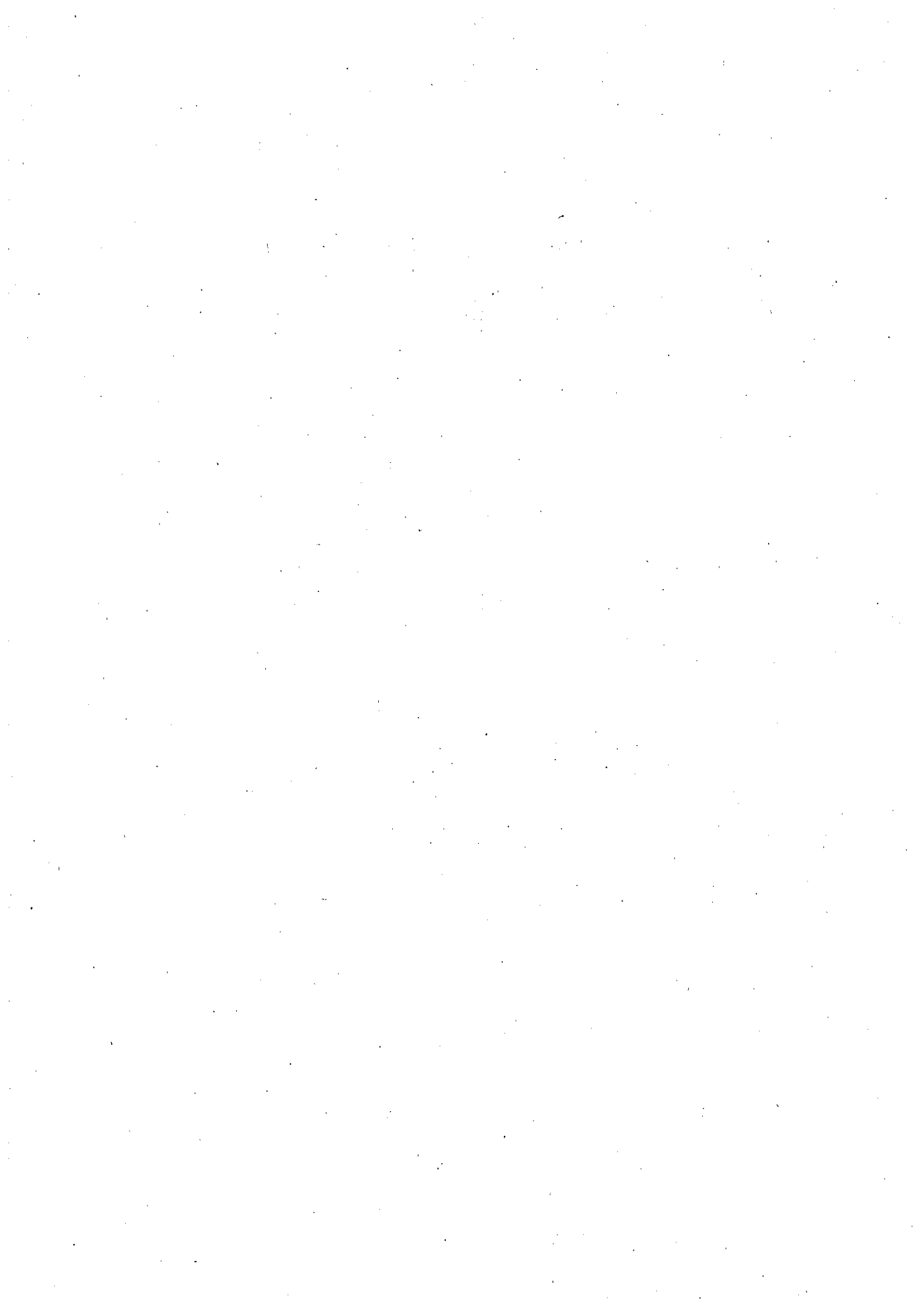
議案第89号

沼田市過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

沼田市過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

沼田市長 横山 公一



沼田市過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により沼田市が定める沼田市過疎地域持続的発展計画（以下「発展計画」という。）に記載された同条第4項第1号の産業振興促進区域（以下「対象区域」という。）内において、発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（対象区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備の取得等（法第23条に規定する取得等をいう。次条において同じ。）をした者に対する固定資産税の課税の特例について必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の課税免除)

第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までに、対象域内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イに規定する特別償却設備であって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度分に限り免除する。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円超1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円超である法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

(課税免除の申請)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、規則で定める期日までに、市長に免除の申請をしなければならない。

(課税免除の取消し)

第4条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により第2条に規定する固定資産税の課税免除を受けた者については、課税免除を取り消すものとする。

(報告)

第5条 市長は、第2条の規定の適用を受けている者に対し、必要な報告を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(沼田市過疎対策のための市税(固定資産税)の課税の特例に関する条例の失効に伴う経過措置)

2 令和3年3月31日以前に沼田市過疎対策のための市税(固定資産税)の課税の特例に関する条例(平成17年条例第4号)附則第3項の規定による失効前の同条例第2条に規定する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地を新設し、又は増設したものに係る固定資産税の課税免除については、同条例の失効後も、なお従前の例による。

(沼田市企業誘致推進条例の一部改正)

3 沼田市企業誘致推進条例(平成27年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「沼田市過疎対策のための市税(固定資産税)の課税の特例に関する条例(平成17年条例第4号)第2条」を「沼田市過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例(令和 年条例第 号)第2条」に改める。